

医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 正晃株式会社
事業所の名称 正晃株式会社 久留米営業所
事業所の所在地 福岡県久留米市山川沓形町3-30

平成29年2月15日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年
法律第145号）第40条の2第5項の規定により、申請のとおり許可する。

平成29年2月22日

福岡県知事

小川 洋



特定保守管理医療機器に係る修理区分 : 生体現象計測・監視システム関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 : 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連